

平成17年度島根県立高等学校文化推進指定校推薦入学実施要綱（文化特別推薦）

島根県教育委員会

平成17年度島根県立高等学校文化推進指定校推薦入学（以下「文化特別推薦」という。）の実施については、この実施要綱の定めるところによる。

1. 趣 旨
文化系の部活動の活性化を図るとともに、優秀な人材を育成し表現や技能を向上させ、また県内における文化活動を活性化して文化の振興を図るため実施する。
2. 実 施 校
文化特別推薦の実施校及び指定分野については、別表のとおりとする。
3. 実施期間
平成17年度から3年間とする。
4. 募集人員
1校において指定分野が1である場合は1校あたり4名以内とする。1校において指定分野が2以上の場合は1校あたり8名以内とするが、1分野で4名を超えてはならない。
5. 通学区域
全県とする。
6. 応募資格
平成17年3月県内中学校を卒業見込みの者で、文化の各種大会で優れた実績を有する者または部活動等で優れた資質や能力を有する者で、中学校長が推薦する者とする。
ただし、入学後も応募した分野の継続的な活動を希望する者とする。
7. 出願期間
平成17年1月11日（火）から平成17年1月14日（金）12時まで。
8. 出願に当たっての提出書類
(1) 入学願書（志願先の高等学校が作成したもの）及び受検料2,200円（島根県収入証紙を所定欄にはりつける）
(2) 中学校長推薦書（志願先の高等学校が作成したもの）
(3) 個人調査報告書
(4) 調査票（志願先の高等学校が作成したもの）
9. 面接等の日時及び場所
当該高等学校長が指定する。
10. 選抜方法
面接及び書類選考による。
11. 合格通知
平成17年1月25日（火）当該高等学校長から中学校長を通じて本人に通知する。
なお、合格発表は、平成17年3月18日（金）10時とする。
12. そ の 他
(1) いったん受理した入学願書、添付書類、受検料は返還しない。
(2) 推薦入学と文化特別推薦を同時に出願することはできない。
(3) 文化特別推薦による不合格者は、改めて公立高等学校に出願することができる。
(4) 出願先高等学校長は、必要に応じて、中学校長に対して賞状の写し等の補助資料を求めることができる。
(5) ここに定めるもののほか必要な事項については、島根県教育委員会教育長が別に定める。